

環政第 941 号
平成22年3月15日

経済産業大臣 直嶋 正行 殿

茨城県知事 橋本 昌

鹿島共同発電所5号機設置計画環境影響評価準備書に対する意見について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項の規定に基づく意見について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の13の規定により、下記のとおり提出しますので、同法第46条の14の規定に基づき事業者に勧告をするに当たっては、本意見を十分に勘案されますようお願いいたします。

なお、環境影響評価法第20条第2項において準用する環境影響評価法第10条第2項の規定に基づき提出された鹿嶋市長及び神栖市長の意見については、別添写しのとおりです。

記

鹿島共同発電所5号機設置計画環境影響評価準備書に対する意見

鹿島共同火力株式会社鹿島共同発電所は、住友金属工業株式会社鹿島製鉄所で発生する副生ガスを有効利用して発電を行い、出資会社である住友金属工業株式会社及び東京電力株式会社に、電力を供給している。本件事業は、これらの既設の発電設備が老朽化したことに伴い、発電効率の高いコンバインドサイクル発電方式に設備を更新するものであり、総発電電力量が縮小されることに加え、設備の高効率化により、大気汚染物質や温室効果ガスの排出量は削減され、全体として、環境負荷の低減に資する事業であるといえる。

しかしながら、事業実施区域が位置する鹿島臨海工業地帯周辺は、電力、鉄鋼等を中心とする大気汚染物質の固定発生源が集中していることから、事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、実行可能なより良い技術の導入に努めながら、大気汚染物質や温室効果ガスの排出量の削減など、事業実施による環境への負荷のより一層の低減に努める必要がある。

1 大気質

ガスタービンの起動時や停止時は、窒素酸化物などの排出ガス濃度が急激に変動し、最大着地濃度が高くなるおそれがあることから、起動や停止の頻度、窒素酸化物の排出量等を踏まえて、定常運転時だけでなく、起動時や停止時等、特殊条件下での予測及び評価を行う必要がある。

2 水質

(1) 「副生ガスに含まれる重金属は、住友金属工業株式会社鹿島製鉄所において除じん装置（ウォーターカーテン）等で処理されていることから、発電所の集じん装置からの排水に、重金属は含まれていないと考えられる。」とされているが、除じん装置等における重金属の除去率を示すなどにより、集じん装置からの排水には重金属が含まれていないとする根拠を明らかにする必要がある。

(2) 温排水の水温の予測に当たって、財団法人電力中央研究所で開発された数理モデルを用いているが、本件の予測に当たってこれを用いる妥当性について、検証した結果を明らかにする必要がある。

3 動植物

オオタカ、ハイタカ、ハヤブサについて飛翔通過のみであるとして予測・評価の対象種から除外しているが、事業実施区域で多数の食痕が見つまっていることから、餌場、獲物の解体場所として利用している可能性が高いので、これらの種についても予測・評価を実施する必要がある。

4 廃棄物等

撤去工事に伴って発生する特別管理産業廃棄物である廃石綿等や廃ポリ塩化ビフェニル、その他廃棄物については、適正な処理を確実に行う必要がある。

5 温室効果ガス等

コンバインドサイクル発電方式を採用し、発電効率が最も高くなる5号機の高効率運転を維持するとともに、発電所全体の省エネルギー対策を講ずることにより、二酸化炭素排出量の一層の低減を図る必要がある。

6 環境監視

当該事業の実施による環境影響や実施した環境保全措置の効果を適切に把握するため、工事中及び供用後に環境監視を計画しているが、その結果についても積極的に公開するとともに、環境への影響が確認された場合は、適切な措置を講ずる必要がある。

7 その他

住民にとってわかりやすい内容となるよう、専門用語の定義や解説、数値の根拠をできる限り記載する必要がある。また、フロー図や表を用いているが、よりわかりやすいものとなるよう工夫する必要がある。特に、「工事中排水に係る処理フロー」に発電所設備からの排水や復水器冷却水の処理フローも併せて記載するとともに、「工事に伴う産業廃棄物等の種類及び量」は産業廃棄物等の発生量や有効利用量の収支をわかりやすく記載する必要がある。

鹿 環 第 211 号

平成21年12月 8日

茨城県知事 橋本 昌 様

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

鹿島共同発電所5号機設置計画環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

平成21年11月26日付け、環政第541号で照会のありました上記の件について、環境保全の見地から下記のとおり回答いたします。

記

1. 将来は、大気汚染物質の着地濃度及び温排水の拡散範囲を現状に比べて大幅に低減しているが、この予測結果を確認するために大気質及び水温等について監視を行い、必要に応じて報告するとともに追加の環境保全措置を講じること。
2. 撤去工事に伴って、発生するアスベストについては、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、飛散防止及び適正な処理を行うとしているが、作業員の曝露防止等の健康確保にも留意すること。
3. 撤去工事に伴って、発生する廃ポリ塩化ビフェニル等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、特別管理産業廃棄物保管基準に従って発電所構内において適切に保管する事となっているが、液漏れ等について十分注意して保管すること。
4. 二酸化炭素については、5号機に発電効率の高いコンバインドサイクル発電方式を採用することから、将来の排出原単位及び年間排出量を低減しているが、所内の省エネ、適正な運転管理等により、一層の低減に努めること。



平成21年12月3日

茨城県知事 橋本 昌 様

神栖市長 保立 一男

鹿島共同発電所5号機設置計画環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

平成21年11月26日付け環政第541号で照会のあったことについては、下記のとおりです。

記

- 1 近年の環境問題である地球温暖化については、温室効果ガス対策として、排出される二酸化炭素の削減に考慮すること。
- 2 事業所から放流される温排水については、鹿島灘海域の海生動植物への影響について考慮すること。
- 3 施設稼働時に環境への影響が確認された場合は、必要に応じて適切な措置を講ずること。

